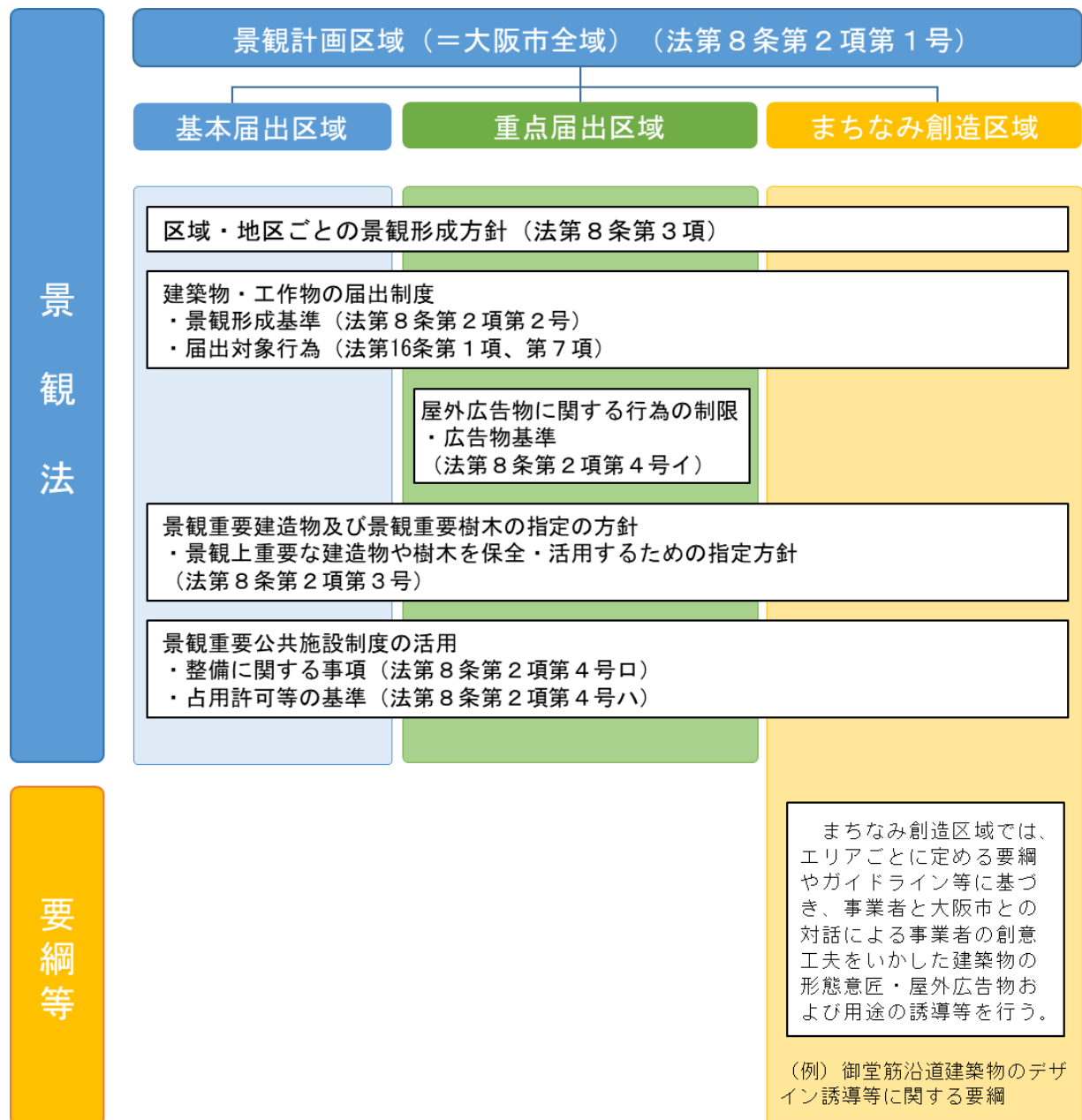


第6章 景観法を活用した景観形成の取り組み

1 景観法に基づく景観計画の枠組み

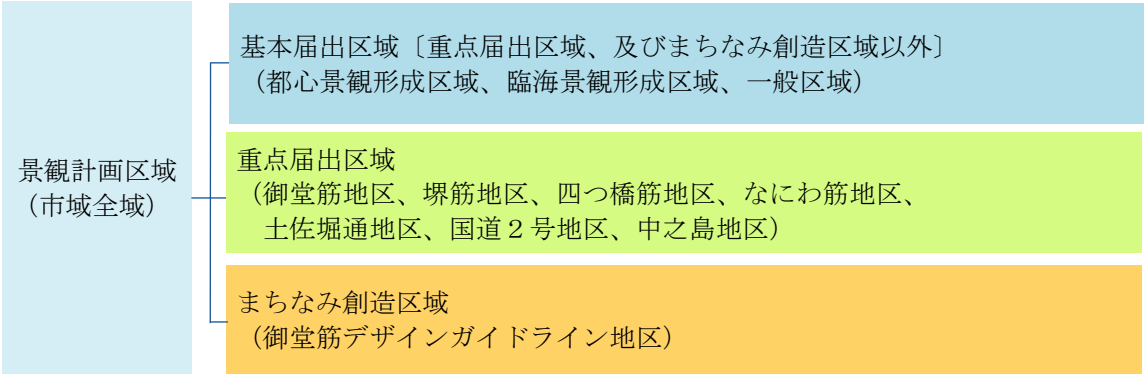
大阪市では、第4章の景観形成の目標と基本方針を踏まえ、景観法に基づき次に示す枠組みで景観誘導を図ります。



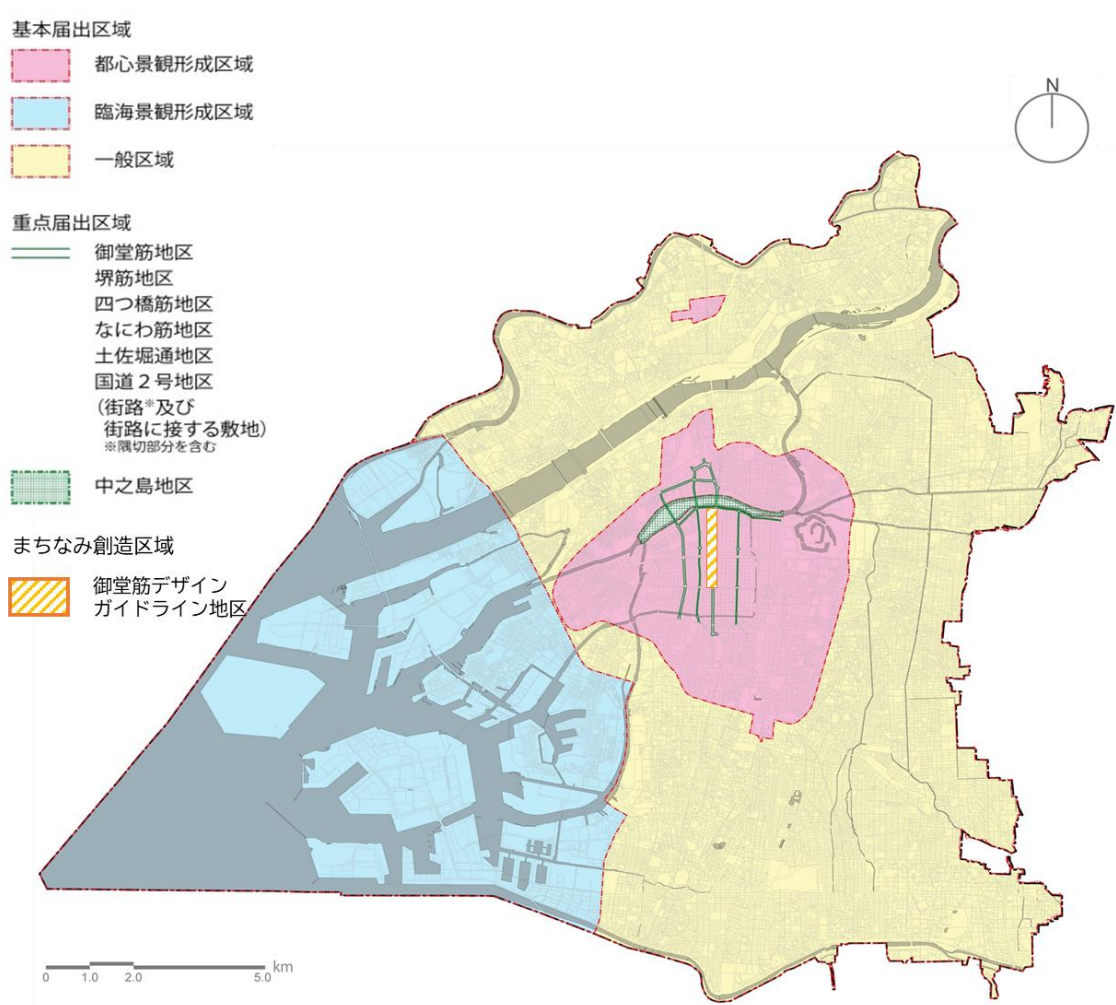
2 景観計画区域等

(1) 景観計画区域（法第8条第2項第1号）

大阪市では、第4章に示す景観形成の目標の実現に向け、市域全域（市域内の地先公有水面を含む。）を景観計画区域として定め、景観計画区域は、基本届出区域、重点届出区域、及び、まちなみ創造区域により構成し、地域特性に応じたきめ細やかな景観形成を図ります。



景観計画区域図



基本届出区域

基本届出区域は、第2章第3節に示される景観構造の特性のうち、基本となる面的な要素を踏まえつつ、将来的な景観形成を見据え、都心景観形成区域、臨海景観形成区域、一般区域の3つの区域で構成し、地域ごとの景観特性に応じた詳細な景観誘導を図ります。

区域の設定にあたっては、市民や事業者にとってわかりやすい範囲設定とするため高架道路などの地形地物などを区域界とします。

基本届出区域（3区域）

都心景観形成区域	・概ね大阪環状線の内側（重点届出区域、及びまちなみ創造区域を除く） ・大阪環状線の外側に位置する新大阪駅西側、大阪駅北側、天王寺駅南側の範囲 【新大阪駅西側】新大阪駅を中心とした商業地域・容積率600%以上の区域 【大阪駅北側】大阪環状線の外側に位置する概ね都市再生緊急整備地域（大阪駅周辺地域）の区域 【天王寺駅南側】大阪環状線の外側に位置する都市再生緊急整備地域（阿倍野地域）の区域
臨海景観形成区域	・概ね大阪港に臨む範囲 - 東側：国道43号、木津川、西成区・住之江区の区境界、新なにわ筋 - 西側：大阪湾（市境） 北側：中島川 南側：大和川（市境） - に囲まれた区域
一般区域	・都心景観形成区域、臨海景観形成区域、重点届出区域、及びまちなみ創造区域以外

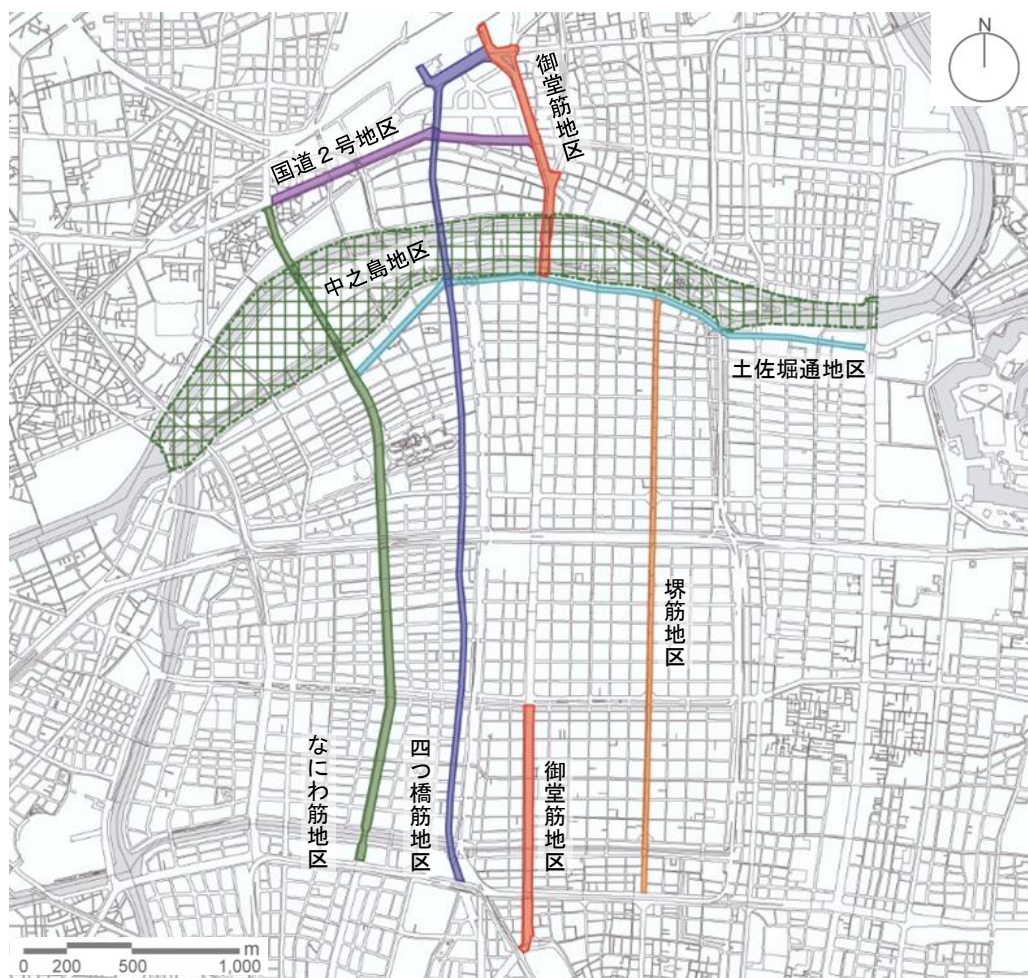
重点届出区域

地域固有の特性をいかした重点的な景観形成方を展開するエリアとして、これまで景観関連施策を実施してきた地区など、一定の景観形成や社会的な認知が進んでいると考えられ、今後の景観施策の展開により更なる効果が期待できる次に示す地区を重点届出区域として定めます。

重点届出区域（7地区）

御堂筋地区	御堂筋及び御堂筋に面する敷地【区間／大阪駅前（大阪環状線）～土佐堀通、長堀通～難波駅前（難波西口交差点）】
堺筋地区	堺筋及び堺筋に面する敷地【区間／土佐堀通～千日前通】
四つ橋筋地区	四つ橋筋及び四つ橋筋に面する敷地【区間／大阪駅前（阪神前交差点）～千日前通】
なにわ筋地区	なにわ筋及びなにわ筋に面する敷地【区間／国道2号～千日前通】
土佐堀通地区	土佐堀通及び土佐堀通に面する敷地【区間／なにわ筋～谷町筋】
国道2号地区	国道2号及び国道2号に面する敷地【区間／なにわ筋～御堂筋】
中之島地区	中之島全域、土佐堀川及び堂島川・大川（天満橋～船津橋・端建蔵橋）

景観計画区域図（重点届出区域）



まちなみ創造区域

エリアごとに定める要綱やガイドライン等に基づき、事業者等と大阪市との対話による事業者等の創意工夫をいかした建築物の形態意匠・屋外広告物の景観誘導など、官民が共創し、地域と一体となった景観まちづくりの取り組みを実施する次に示す地区をまちなみ創造区域として定めます。

まちなみ創造区域（1地区）

御堂筋デザイン
ガイドライン地区

「御堂筋本町北地区地区計画」及び「御堂筋本町南地区地区計画」に定める区域。ただし、本町通以南の心斎橋筋に面する敷地で、御堂筋に接していない敷地は除く。

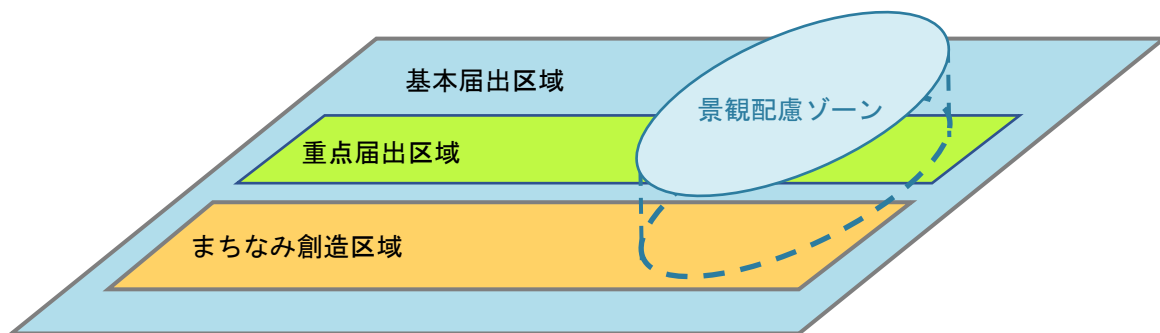
まちなみ創造区域「御堂筋デザインガイドライン地区」では、地区計画による建築物等の形態意匠等の基準のほか、「御堂筋デザインガイドライン」に基づき、事業者と大阪市との対話により、事業者の創意工夫をいかした建築物の形態意匠、屋外広告物、用途の誘導等を行います。詳細については、「御堂筋デザインガイドライン」をご参照ください。

景観計画区域図（まちなみ創造区域）

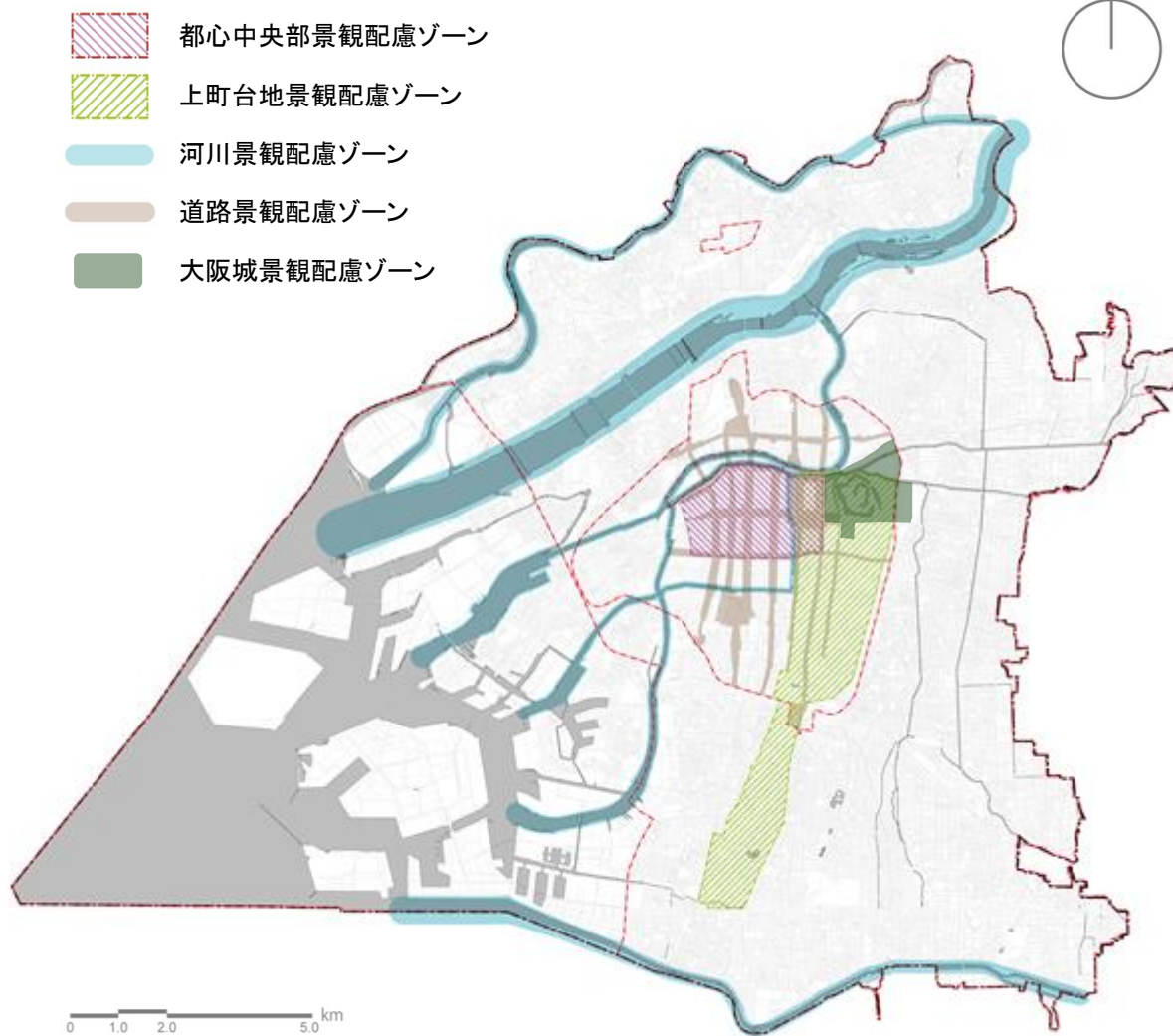


(2) 景観配慮ゾーン

第2章第3節に示される景観構造の特性のうち、地形や市街地構造の景観特性に特に配慮した景観形成を図るべきゾーンを「景観配慮ゾーン」と位置付け、対象となる範囲、景観形成の方針及び基準を定め、基本届出区域、重点届出区域及びまちなみ創造区域での景観形成の方針や基準に加え、重層的に景観形成を図ります。



景観配慮ゾーン



都心中央部景観配慮ゾーン

都心中央部においては、風格のある「大通り（広幅員道路）」や、まとまりの感じられる「地区道路（中小幅員道路）」の特性をいかして、沿道のまちなみを整えるとともに、船場をはじめ市民に親しまれている都心の魅力を高めることにより、ゆとり・うるおい・にぎわいのある景観形成を図ります。

上町台地景観配慮ゾーン

上町台地においては、坂や崖など地形の変化に富んだ景観特性が随所に見られる他、風致地区や古墳などの緑や、大阪城、寺町、住吉大社などの歴史的な地区が、上町台地上に多数存在しています。これらの特性をいかして、坂の下からの見え方への配慮や、緑・歴史景観資源との調和に配慮した景観形成を図ります。

河川景観配慮ゾーン

景観上骨格となる河川及び河川沿川のまちなみについて、対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮した景観形成を図ります。また、中之島等（※5）においては、水辺の景観を魅力的に望める場所を主要な視点場として設定し、大阪の顔としてふさわしい水辺の眺めを創出できるよう景観形成を図ります。

道路景観配慮ゾーン

景観上骨格となる道路及び道路沿道のまちなみについて、見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮した景観形成を図ります。

大阪城景観配慮ゾーン

大阪城公園周辺においては、大阪のランドマークである大阪城天守閣を魅力的に望める場所を主要な視点場として設定し、大阪城天守閣を中心とした象徴的な眺めを創出できるよう景観形成を図ります。

景観配慮ゾーンの区域

都心中央部 景観配慮ゾーン	○以下に示す道路に囲まれた区域及びその区域に接する敷地 東側：谷町筋 西側：新なにわ筋 南側：長堀通 北側：土佐堀通
上町台地 景観配慮ゾーン	○以下に示す河川、道路及び区境界に囲まれた区域 東側：玉造筋、阿倍野筋 西側：松屋町筋、阿倍野区・西成区境、住吉区・住之江区境 南側：長居公園通 北側：大川、寝屋川
河川 景観配慮ゾーン	○以下に示す河川及び沿川区域（当該河川から 50m（淀川は 100m）付近の幹線道路、鉄道等の地形地物を区域線とする。） 淀川、大和川、神崎川、大川、堂島川、土佐堀川、道頓堀川、東横堀川、安治川、尻無川、木津川 ※5 中之島等を示す範囲は、天満橋から船津橋・端建蔵橋の範囲（堂島川、土佐堀川、大川）及び沿川区域とする。
道路 景観配慮ゾーン	○都心景観形成区域内の以下に示す道路及びその沿道区域（路線式の用途地域の範囲とする。） なにわ筋、四つ橋筋、国道 176 号（済生会病院前交差点～梅田新道）、御堂筋、国道 25 号・国道 26 号（難波西口交差点～大阪環状線）、堺筋、天神橋筋、松屋町筋、天満橋筋、谷町筋、あべの筋、上町筋、国道 2 号（大阪環状線～梅田新道交差点）、国道 1 号（梅田新道交差点～大阪環状線）、土佐堀通、本町通、長堀通
大阪城 景観配慮ゾーン	○以下に示す河川、道路、鉄道及び公園に囲まれた区域 東側：大阪環状線、第二寝屋川左岸、上新庄生駒線 西側：谷町筋 南側：中央大通、難波宮公園、中央大通 北側：大川左岸、京阪本線

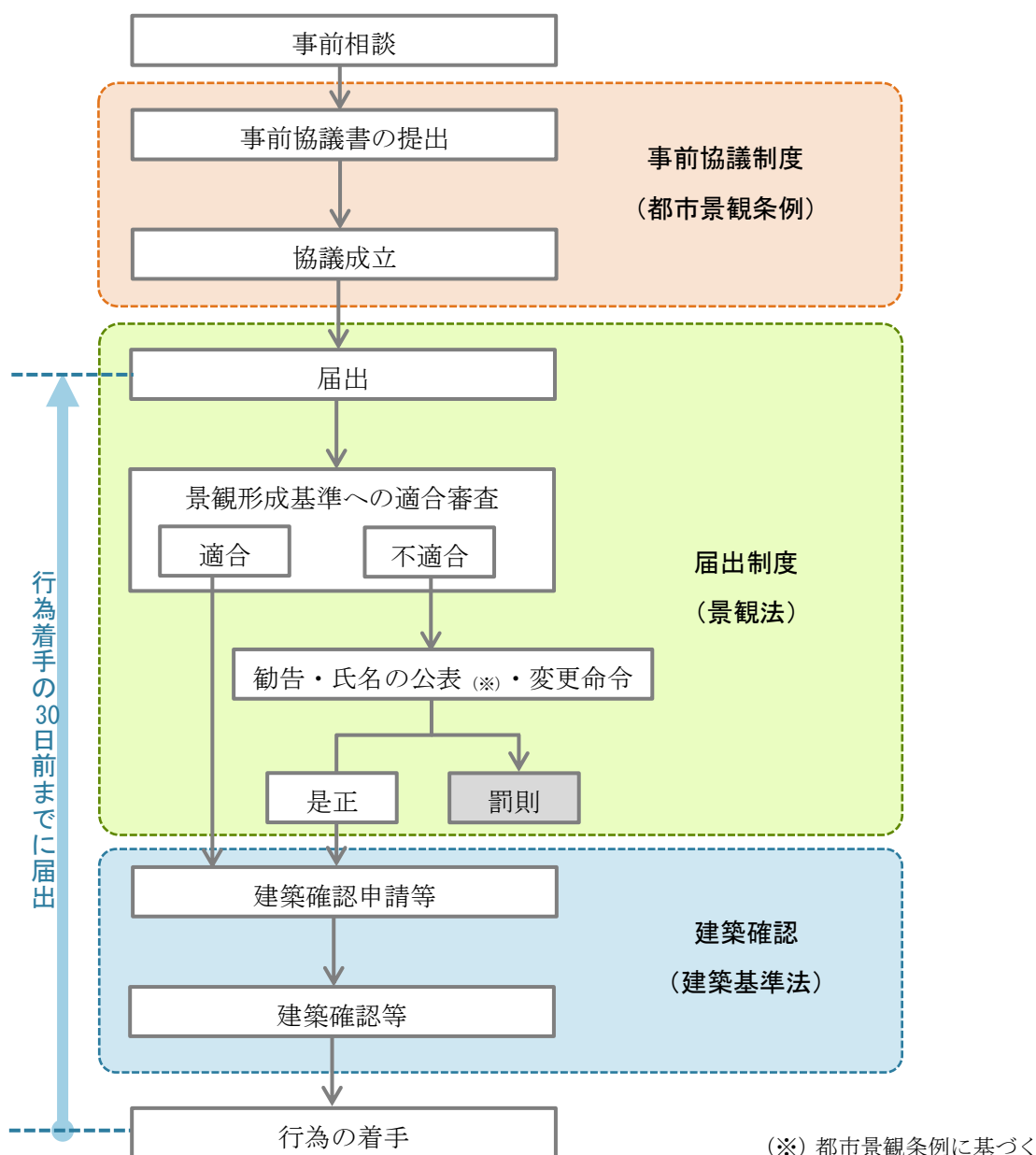
3 建築物・工作物の届出制度

(1) 届出までの流れ

景観計画区域内において一定規模以上の建築物の建築等や工作物の建設等（届出対象行為）を行う場合は、良好な景観形成を推進するため、あらかじめ、景観法及び大阪市都市景観条例に基づき、市長に対して届出（国の機関又は地方公共団体が行う行為については通知）を行う必要があります。

また、届出の前段階で、届出に係る建築物及び工作物の景観形成基準や周辺への配慮事項について、都市景観条例に基づき事前協議を行います。

届出内容が景観形成基準に適合しない場合は、勧告や氏名の公表、変更命令を行う場合があります。



(2) 届出対象行為（法第16条第1項、第7項）

届出対象行為の種類、規模は次に示すとおりとし、これら全ての行為を特定届出対象行為（景観法第17条1項）とします。

景観計画区域内で届出を行う場合は、(3)に示す景観形成方針や景観形成基準（行為の制限）に適合する必要があります。

なお、景観形成方針は、市民、事業者及び行政の自主的な景観形成や相互に連携、協力した景観形成を進める指針となるものです。届出対象規模に満たない行為についても、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった建築物等の計画とすることが求められます。

○建築物

区 域	届出対象となる建築物	届出対象行為
基本届出区域 まちなみ創造区域	(1) 敷地面積が2,000㎡以上の建築物で高さが10m以上であるもの (2) 延べ面積が5,000㎡を超える建築物で地階を除く階数が6以上であるもの	新築、増築（増築後の延べ面積が従前の延べ面積の1.5倍以内のものを除く。）、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等（修繕、模様替若しくは色彩の変更をいう。以下同じ。）でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの
重点届出区域	規模にかかわらず全て	新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でいずれかの面の修繕に係る面積がその面の従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの

○工作物1

区 域	届出対象となる工作物	届出対象行為
基本届出区域 まちなみ創造区域	(1) 高架の道路又は高架の鉄道で道路面又は線路の施工基面の地表面からの高さが5m以上の区間が350m以上連続しているもの（これらの附属施設を含む。）	施工延長が350mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(2) 川幅の平均が100m以上の河川の護岸	施工延長が100mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(3) 橋長が100m以上の橋梁	施工延長が100mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに類する規模及び形態の工作物	建設又は外観を変更することとなる修繕等

重点届出区域	(1) 高架の道路又は高架の鉄道で道路面又は線路の施工基面の地表面からの高さが5m以上の区間が350m以上連続しているもの（これらの附属施設を含む。）	施工延長が350mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(2) 川幅の平均が50m以上の河川の護岸	施工延長が50mを超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(3) 橋梁	建設又は外観を変更することとなる修繕等
	(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに類する規模及び形態の工作物	建設又は外観を変更することとなる修繕等

○工作物2

区 域	届出対象となる工作物	届出対象行為
基本届出区域 重点届出区域 まちなみ創造区域	(1) 煙突、電波塔、広告塔その他これらに類する工作物で高さが20mを超えるもの (2) 建築物に設置する煙突、電波塔、広告塔その他これらに類する工作物で、高さが10mを超えるものであって、かつ、当該建築物との高さの合計が20mを超えるもの	新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの

○工作物3

区 域	届出対象となる工作物	届出対象行為
基本届出区域 重点届出区域 まちなみ創造区域	コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設	新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの

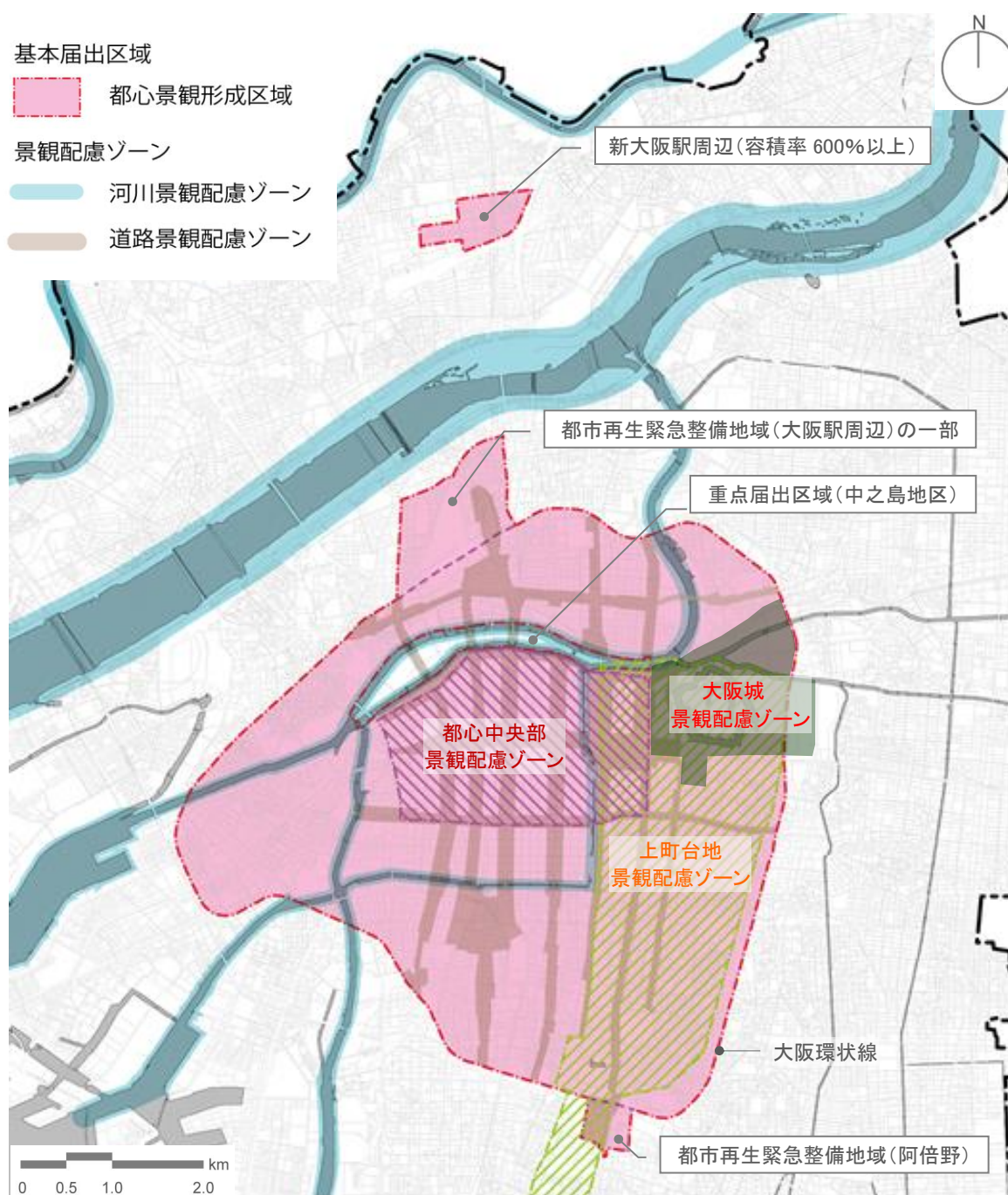
(3) 区域・地区ごとの景観形成方針（法第8条第3項）及び景観形成基準（法第8条第2項第2号）

(3-1) 基本届出区域の景観形成方針及び景観形成基準

1) 都心景観形成区域

①都心景観形成区域の対象範囲

都心景観形成区域は、概ね大阪環状線の内側（重点届出区域、及びまちなみ創造区域を除く）とし、大阪環状線の外側に位置する都市再生緊急整備地域（大阪駅周辺地域の一部・阿倍野地域）や新大阪駅を中心とした商業地域で容積率 600%以上の区域を含めた範囲を対象範囲とします。



②都心景観形成区域の景観形成方針

○都心らしいまちの魅力を感じさせる景観の形成

- ・敷地際における歩行者空間、緑地の創出や、低層部デザインの工夫などにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしいまちの魅力を感じさせる景観を形成する。
- ・駅前空間周辺では、特にオープンスペースや緑が確保された、ゆとりを感じさせる空間を形成する。
- ・建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。

○豊かな暮らしの魅力を感じさせる心地よい生活景観の形成

- ・住宅地では、生き生きとした日常の暮らしや様々な活動の営みを感じさせる心地よい景観を形成する。
- ・周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
- ・地域に根差した商店街などでは、人々の活気を感じることでできる親しみとにぎわいの景観を形成する。
- ・大規模な土地利用転換が図られるエリアでは、これまでの暮らしの歴史を踏まえ、周辺との調和に配慮した景観を形成する。
- ・駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
- ・建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。

○緑豊かなうるおいある市街地景観の形成

- ・身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。

○都市のイメージを高める眺望景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。

○地域の特性に応じた夜間景観の形成

- ・夜間照明においては、住宅地では生活に安らぎを与える配慮、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、ターミナル周辺では来街者を迎え入れる雰囲気づくり、駅前や幹線道路沿道の商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。
- ・護岸や橋梁等の公共施設については、「光のまちづくり推進委員会」の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。

○都市のイメージを高める夜間景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかりの、創出に努める。

上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針

【都心中央部景観配慮ゾーン】

○まちの魅力の創造

- ・人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちの魅力を創造する。

○「大通り（広幅員道路）」のまちなみ形成

- ・大規模な建築物が連なり、歩道や街路樹が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間である「大通り」の特性をよりいかして、国際都市・大阪の都心にふさわしい質の高い、風格のあるまちなみを形成する。

○「地区道路（中小幅員道路）」のまちなみ形成

- ・まちの成り立ちを感じさせる建築物などの歴史的景観資源が随所に見られ、地域の人々が日常接する身近な空間である「地区道路」の特性をよりいかして、歴史性や文化性などのまとまりの感じられるまちなみを形成する。

【上町台地景観配慮ゾーン】**○坂・歴史・緑が連なるエリアの特性をいかした景観の形成**

- ・坂の下からよく視認できる建築物については、坂の下からの見え方にも配慮し、周辺との調和や圧迫感の軽減などについて、配置・意匠等を工夫する。
- ・周辺に寺社や旧街道筋沿いのまちなみ・古墳など、古代からの歴史が蓄積された歴史的景観資源が残されている場合は、できるだけこれらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮し、落ち着いた、深みのあるまちなみを形成する。
- ・地域に残された緑はできるだけ保全し、また見せ方を工夫するとともに緑との調和に配慮したまちなみ景観を形成する。

【大阪城景観配慮ゾーン】**○ランドマークの魅力を感じさせる眺望景観の形成**

- ・大阪城天守閣の眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、大阪の象徴的な眺望景観を創出する。
- ・大阪城天守閣への眺望を保全できるよう努める。

○ランドマークをいかした夜間景観の形成

- ・大阪城天守閣を際立たせるとともに、周辺の歴史的景観資源との調和、来訪者を迎え入れる雰囲気づくり、活気・にぎわいと秩序との共存など、ランドマークをいかした夜間景観の創出に努める。

【河川景観配慮ゾーン】**○水辺に映える景観の形成**

- ・対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。

道頓堀川沿川地域の方針**○「水辺と一体感のあるまちなみ」の形成**

道頓堀川東部（浮庭橋以東）：建築物や敷地は、水辺の遊歩道や橋上、対岸の建築物からの眺めを意識し、水上からの「見え」に配慮するとともに、個性を持ちつつ周辺とも協調性のあるデザインとする。また、低層部は遊歩道を行く人々が気軽に出入りできるような開放性のあるものとし、河川、水辺、遊歩道と沿川のまちとが一体となったにぎわいのある水辺のまちなみを形成する。

道頓堀川西部（浮庭橋以西）：水辺に面する建築物は橋上や水上からの眺めを意識したデザインの工夫や、周囲の建築物にも配慮し、敷地の植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるように努めることにより、ゆとりと安らぎの感じられる開放的な水辺のまちなみを形成する。

○「川沿いの魅力」を高める

道頓堀川東部（浮庭橋以東）：水辺の遊歩道は、沿川の建築物が川に向きやすいよう、また、水辺の回遊性を高めるため橋梁や沿川の道路などからアクセスしやすいよう整備しており、河川の水質浄化にも取り組みながら、さらなる水辺の交流空間の形成と、ミナミの繁華街にふさわしいにぎわいの創出に努める。

道頓堀川にかかる橋梁は、魅力ある水辺空間を構成する構造物の一つとして、水辺からの眺めにも配慮したデザインにするとともに、水辺空間の視点場のひとつとして人々が憩い、集うことのできる場となるよう努める。

道頓堀川西部（浮庭橋以西）：広がりのある開放的な河川の特徴をいかし、ゆとりと安らぎを感じられる水辺空間の形成や河川の水質浄化などに努める。また、橋梁など構造物のデザインは、魅力ある水辺空間の構成要素の一つとして水辺からの眺めや、中景、遠景も意識したデザインの工夫に努める。

大川沿川地域の方針**○「水辺の魅力」を高める**

- ・良好な河川水質や、夜間も安全で快適な水辺の連続した歩行者空間及び周辺から水辺へのアプローチの確保などに努めるとともに、周辺と調和のとれた建築物低層部や敷地のデザインとすることなどにより、「水辺の魅力」を高め、人々が伝統行事に集い、川沿

いのまちなみの変化が楽しめる、やすらぎや親しみある水辺空間を形成する。 ○「川沿いのまちなみ」の形成 川岸や橋上などの眺める場所や季節、時間帯によって変化する多様で、美しい眺望を有する水辺の景観特性をいかすと共に、川沿いの建築物や構造物などの輪郭や中高層部のデザインについて、周辺とのバランスに配慮することにより、水・緑とまちが調和した「川沿いのまちなみ」を形成する。	
中之島等（堂島川沿川・土佐堀川沿川・大川沿川）地域の方針	
○「水辺をいかしたまちなみ」の形成 御堂筋以西：周辺の建築物などとの調和に配慮し、建築物や構造物のデザインの工夫や敷地の緑化に努め、水・緑豊かな、風格とゆとりのあるまちなみを形成する。 御堂筋以东：水辺に面した建築物や構造物のデザインの工夫に努めることにより、水・緑や歴史的建築物・構造物などと調和した、まとまりのある川沿いのまちなみを形成し、水の都大阪の歴史や伝統を受け継ぐ風格ある都市景観を形成する。 ○水辺の魅力を高める眺望景観の形成 高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的な眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、水辺の印象的な顔づくりを行う。	
大川～安治川沿川地域の方針	
○水辺の魅力を高める夜間景観の形成 高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。	
【道路景観配慮ゾーン】	
○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成 - 見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮したまちなみを形成するとともに、通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。 - 道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。	

③都心景観形成区域の景観形成基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

共通事項（建築物・工作物）	
良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。	
建築物の建築等	
配置	- 敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 - 周辺が低層住宅系用途の市街地では、壁面後退や緩衝緑地帯の設置など、周辺との間に空地を設け、周辺への圧迫感の軽減に努める。 【上町台地景観配慮ゾーン】 - 接道部に空地を設け、緑化に努める。 【河川景観配慮ゾーン】 - 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。 【道路景観配慮ゾーン】 - 建築物の連続性に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。
1 階部の形態	通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置な

	どにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・とんぼりリバーウォーク沿いの敷地では、遊歩道に面した階に川側へのアクセスを確保するなど、建築物と河川空間とがつながるような形態意匠となるよう工夫する。 ・中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。
外壁	・外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 ・建築物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 ・建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 【上町台地景観配慮ゾーン】 ・坂の下からの見え方を意識し、壁面の分節化や緑化などにより圧迫感を軽減させるなど、建築物の形態意匠を工夫する。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場から大阪城天守閣を象徴的に望めるよう、天守閣との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 ・堂島川、土佐堀川、大川、道頓堀川及び東横堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
バルコニー等	・建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。
材料	・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 ・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。
色彩	・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 ・色彩は彩度6以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） ・彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。

	・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した落ち着いた色彩とする。 ・主要な視点場からの大阪城天守閣への眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。
屋外階段	・主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
建築設備	・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。 ・テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。
付属施設	・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・建築物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場から大阪城天守閣を望む眺望範囲への広告物やサインの設置については、必要最低限とし建物中高層部への設置を避けるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、屋上の広告物やサインは建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・中之島等の敷地で河川に面する建築物について、主要な視点場から景観資源を望む眺望範囲への広告物やサインの設置は必要最低限とし、特に建物中高層部への設置を避けるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の屋上の広告物やサインは、建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。
植栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・低木を適切に配置する。 【上町台地景観配慮ゾーン】 ・地域に残された緑と調和するよう緑化に努める。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城公園の緑と調和するよう、樹種も考慮し緑化に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣への眺望を遮蔽しないような配置計画に努める。 【河川景観配慮ゾーン】

	・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。
塀・柵	・主たる道路に面して、塀又は柵を設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 ・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した配光や色温度により、大阪城天守閣を際立たせる夜間景観の形成に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより大阪城天守閣への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 ・主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲に、広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、屋上の広告物やサインについて照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。 ・大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の屋上の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
工作物の建設等	
配置等	・敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。 ・主たる道路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。
外観	・工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・工作物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。

	・周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場から大阪城天守閣を象徴的に望めるよう、天守閣との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した落ち着いた色彩とする。 ・主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。 ・主要な視点場から大阪城天守閣を望む眺望範囲への広告物やサインの設置については、必要最低限とし、特に工作物上部への設置を避けるよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。 ・堂島川、土佐堀川、大川、道頓堀川及び東横堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。 ・中之島等の敷地で河川に面する工作物について、主要な視点場から景観資源を望む眺望範囲への広告物やサインの設置は必要最低限とし、特に工作物上部への設置を避けるよう努める。 【道路景観配慮ゾーン】 ・景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、護岸や橋梁等の良好なライトアップに努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した配光や色温度により、大阪城天守閣を際立たせる夜間景観の形成に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより大阪城天守閣への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 ・主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲に、広告物やサインを設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。

	・ 主要な視点場からの眺めに配慮し、工作物上部の広告物やサインについて照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・ 主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。 ・ 大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・ 主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物上部の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
--	--

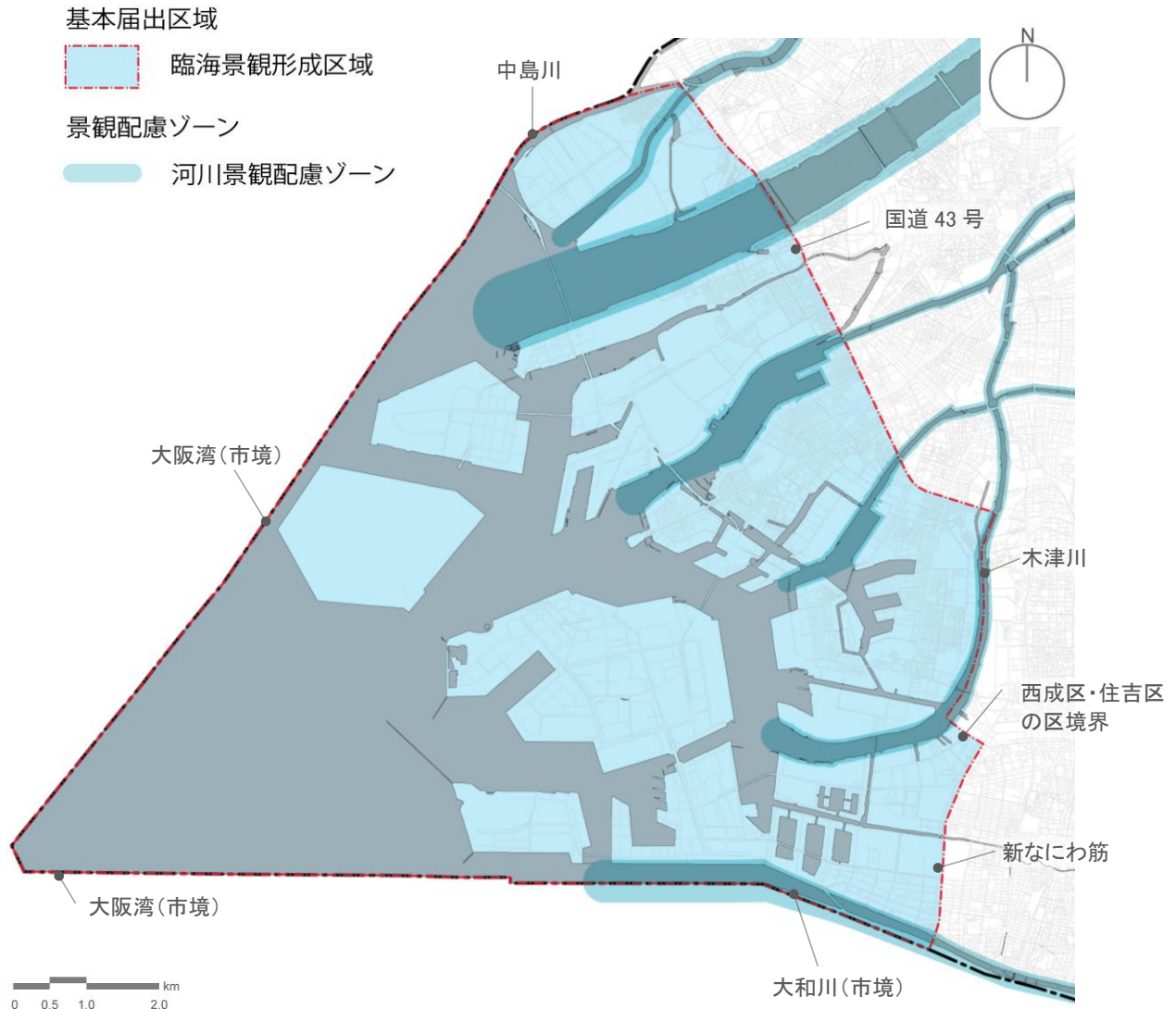
(留意事項)

- ・ 本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。

2) 臨海景観形成区域

①臨海景観形成区域の対象範囲

臨海景観形成区域は、概ね大阪港に臨む範囲とし、河川や幹線道路に囲まれた範囲を対象範囲とします。



②臨海景観形成区域の景観形成方針

○開放的でうるおいのあるウォーターフロント景観の形成

- ・海の玄関口にふさわしい開放的で水辺に映える景観となるよう、建築物のデザインや色彩等に配慮する。
- ・水辺に接する集客施設については、できるだけ水辺へのアクセスを確保するなど、うるおいを感じる空間づくりを行う。
- ・海上や対岸、橋上からの見え方にも配慮し、全体としてまとまりが感じられるシルエットにするなど、建築物のデザインや色彩に配慮する。

○大規模土木構造物や建築物からなる港らしい景観の形成

- ・大規模な橋梁や港湾構造物などは、周囲と調和した港らしい大スケールなパノラマ景観を

形成する。

- ・大規模な工場や物流倉庫が立地するエリアでは、周辺に住宅や商業施設など様々な用途・機能が混在していることを踏まえ、周囲と調和した港らしい景観を形成する。

○豊かな暮らしの魅力を感じさせる心地よい生活景観の形成

- ・住宅地では、生き生きとした日常の暮らしや様々な活動の営みを感じさせる心地よい景観を形成する。
- ・周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
- ・地域に根差した商店街などでは、人々の活気を感じることでできる親しみとにぎわいの景観を形成する。
- ・大規模な土地利用転換が図られるエリアでは、これまでの暮らしの歴史を踏まえ、周辺との調和に配慮した景観を形成する。
- ・駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
- ・建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。

○緑豊かなうるおいある市街地景観の形成

- ・身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。

○都市のイメージを高める眺望景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。
- ・ランドマークとなる大規模建築物を中心とした魅力あるシルエットの形成などにより、港らしい眺望景観を創出する。

○地域の特性に応じた夜間景観の形成

- ・夜間照明においては、住宅地では生活に安らぎを与える配慮、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、客船ターミナル周辺では来街者を迎え入れる雰囲気づくり、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。
- ・橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。

○都市のイメージを高める夜間景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかりの創出に努める。
- ・ランドマークとなる大規模建築物などの魅力的なライトアップにより、港らしい夜間景観の創出に努める。

上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針

【河川景観配慮ゾーン】

○水辺に映える景観の形成

- ・対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。

大川～安治川沿川地域の方針

○水辺の魅力を高める夜間景観の形成

- ・高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。

③臨海景観形成区域の景観形成基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

共通事項（建築物・工作物）	
・良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。	
建築物の建築等	
配置	・敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・周辺が低層住宅系用途の市街地では、壁面後退や緩衝緑地帯の設置など、周辺との間に空地を設け、周辺への圧迫感の軽減に努める。
外壁	・外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。 ・建築物の正面だけでなく、海上、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。 ・建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなるような大規模建築物については魅力的なシルエットを形成するとともに、周囲の建築物等との調和や周囲の眺望を意識したスカイラインを形成するよう形態意匠を工夫する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 ・安治川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。
バルコニー等	・建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。
材料	・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 ・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。
色彩	・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 ・色彩は彩度6以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） ・彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。 ・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。
屋外階段	・主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
建築設備	・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、

	主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。 ・テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。
付属施設	・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・建築物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなるような大規模建築物について、屋上の広告物やサインは建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。
植栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・低木を適切に配置する。
塀・柵	・主たる道路に面して、塀又は柵を設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 ・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなる大規模建築物などの良質なライティング、水面への映りこみに配慮した照明などにより、港に映える夜間景観の形成に努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。 ・大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の屋上の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
工作物の建設等	
配置等	・敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。 ・主たる道路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。
外観	・工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・工作物の正面だけでなく、海上、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫

	する。 ・周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなるような工作物については魅力的なシルエットを形成するとともに、周囲の建築物等との調和や周囲の眺望を意識したスカイラインを形成するよう形態意匠を工夫する。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。 ・安治川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、橋梁等の良好なライトアップに努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなる工作物の良質なライティング、水面への映りこみに配慮した照明などにより、港に映える夜間景観の形成に努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。 ・大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物上部の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。

(留意事項)

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。

3) 一般区域

①一般区域の対象範囲

一般区域は、都心景観形成区域、臨海景観形成区域、重点届出区域及びまちなみ創造区域を除く市域全域を対象範囲とします。

基本届出区域

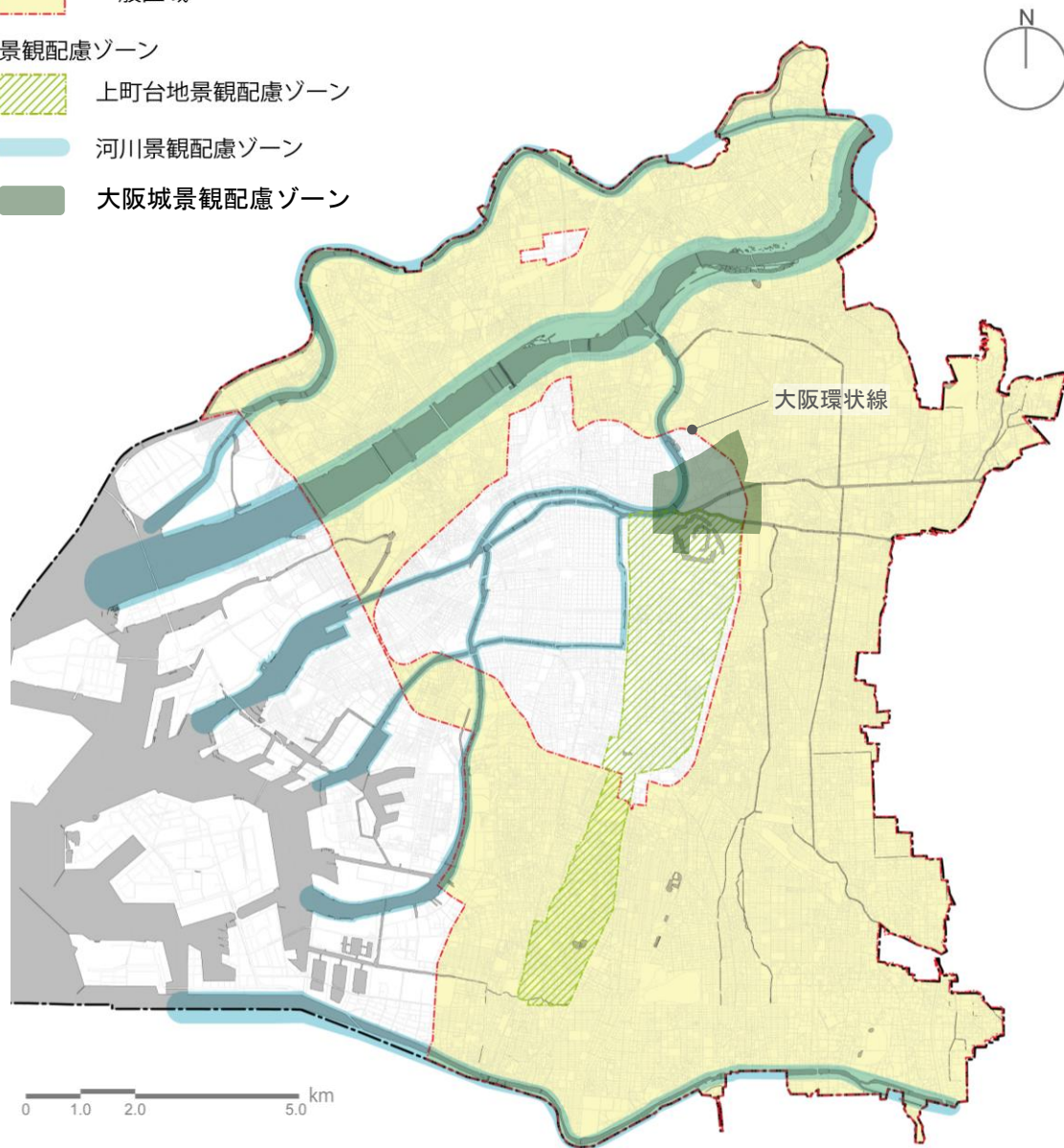
 一般区域

景観配慮ゾーン

 上町台地景観配慮ゾーン

 河川景観配慮ゾーン

 大阪城景観配慮ゾーン



②一般区域の景観形成方針

○豊かな暮らしの魅力を感じさせる心地よい生活景観の形成

- ・住宅地では、生き生きとした日常の暮らしや様々な活動の営みを感じさせる心地よい景観を形成する。
- ・周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
- ・地域に根差した商店街などでは、人々の活気を感じることでできる親しみとにぎわいの景観を形成する。
- ・大規模な土地利用転換が図られるエリアでは、これまでの暮らしの歴史を踏まえ、周辺との調和に配慮した景観を形成する。
- ・駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
- ・建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。

○緑豊かなうるおいある市街地景観の形成

- ・身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。

○都市のイメージを高める眺望景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。

○地域の特性に応じた夜間景観の形成

- ・夜間照明においては、住宅地では生活に安らぎを与える配慮、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、駅前や幹線道路沿道の商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。

○都市のイメージを高める夜間景観の形成

- ・地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかりの創出に努める。

上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針

【上町台地景観配慮ゾーン】

○坂・歴史・緑が連なるエリアの特性をいかした景観の形成

- ・坂の下からよく視認できる建築物については、坂の下からの見え方にも配慮し、周辺との調和や圧迫感の軽減などについて、配置・意匠等を工夫する。
- ・周辺に寺社や旧街道筋沿いのまちなみ・古墳など、古代からの歴史が蓄積された歴史的景観資源が残されている場合は、できるだけこれらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮し、落ち着いた、深みのあるまちなみを形成する。
- ・地域に残された緑はできるだけ保全し、また見せ方を工夫するとともに緑との調和に配慮したまちなみ景観を形成する。

【大阪城景観配慮ゾーン】

○ランドマークの魅力を感じさせる眺望景観の形成

- ・大阪城天守閣の眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、大阪の象徴的な眺望景観を創出する。
- ・大阪城天守閣への眺望を保全できるよう努める。

○ランドマークをいかした夜間景観の形成

- ・大阪城天守閣を際立たせるとともに、周辺の歴史的景観資源との調和、来訪者を迎え入れる雰囲気づくり、活気・にぎわいと秩序との共存など、ランドマークをいかした夜間景観の創出に努める。

【河川景観配慮ゾーン】

○水辺に映える景観の形成

- ・対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外

広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。

大川沿川地域の方針

○「水辺の魅力」を高める

- ・良好な河川水質や、夜間も安全で快適な水辺の連続した歩行者空間及び周辺から水辺へのアプローチの確保などに努めるとともに、周辺と調和のとれた建築物低層部や敷地のデザインとすることなどにより、「水辺の魅力」を高め、人々が伝統行事に集い、川沿いのまちなみの変化が楽しめる、やすらぎや親しみある水辺空間を形成する。

○「川沿いのまちなみ」の形成

- ・川岸や橋上などの眺める場所や季節、時間帯によって変化する多様で、美しい眺望を有する水辺の景観特性をいかすと共に、川沿いの建築物や構造物などの輪郭や中高層部のデザインについて、周辺とのバランスに配慮することにより、水・緑とまちが調和した「川沿いのまちなみ」を形成する。

大川～安治川沿川地域の方針

○水辺の魅力を高める夜間景観の形成

- ・高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。

③一般区域の景観形成基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画とする。

共通事項（建築物・工作物）

- ・良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。

建築物の建築等

配置

- ・敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
 - ・周辺が低層住宅系用途の市街地では、壁面後退や緩衝緑地帯の設置など、周辺との間に空地を設け、周辺への圧迫感の軽減に努める。
- 【上町台地景観配慮ゾーン】
- ・接道部に空地を設け、緑化に努める。

外壁

- ・外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。
 - ・建築物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。
 - ・大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。
 - ・建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。
- 【上町台地景観配慮ゾーン】
- ・坂の下からの見え方を意識し、壁面の分節化や緑化などにより圧迫感を軽減させるなど、建築物の形態意匠を工夫する。
- 【大阪城景観配慮ゾーン】
- ・主要な視点場から大阪城天守閣を象徴的に望めるよう、天守閣との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する
- 【河川景観配慮ゾーン】

	・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 ・大川や安治川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。
バルコニー等	・建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。
材料	・外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 ・外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。
色彩	・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。 ・色彩は彩度6以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。） ・彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。 ・アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した落ち着いた色彩とする。 ・主要な視点場からの大阪城天守閣への眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。
屋外階段	・主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
建築設備	・配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。 ・テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。
付属施設	・駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・建築物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場から大阪城天守閣を望む眺望範囲への広告物やサインの設置については、必要最低限とし建物中高層部への設置を避けるよう努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、屋上の広告物やサインは建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。
植栽	・植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・低木を適切に配置する。

	【上町台地景観配慮ゾーン】 ・地域に残された緑と調和するよう緑化に努める。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城公園の緑と調和するよう、樹種も考慮し緑化に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣への眺望を遮蔽しないような配置計画に努める。
塀・柵	・主たる道路に面して、塀又は柵を設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。 ・公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した配光や色温度により、大阪城天守閣を際立たせる夜間景観の形成に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより大阪城天守閣への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 ・主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲に、広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、屋上の広告物やサインについて照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。 ・大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の屋上の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
工作物の建設等	
配置等	・敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。 ・主たる道路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。
外観	・工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。 ・工作物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見

	える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。 ・大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。 ・周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。 ・工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。 ・材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場から大阪城天守閣を象徴的に望めるよう、天守閣との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した落ち着いた色彩とする。 ・主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲にアクセントカラーを用いまいよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。 ・主要な視点場から大阪城天守閣を望む眺望範囲への広告物やサインの設置については、必要最低限とし、特に工作物上部への設置を避けるよう努める。 【河川景観配慮ゾーン】 ・対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。 ・大川や安治川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。
夜間景観	・照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。 ・周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。 【大阪城景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した配光や色温度により、大阪城天守閣を際立たせる夜間景観の形成に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより大阪城天守閣への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。 ・主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲に、広告物やサインを設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、工作物上部の広告物やサインについて照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。 【河川景観配慮ゾーン】 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。 ・大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に

	面する工作物上部の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
--	---

(留意事項)

- ・ 本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。